

告 示

埼玉県告示第三百九十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年四月四日

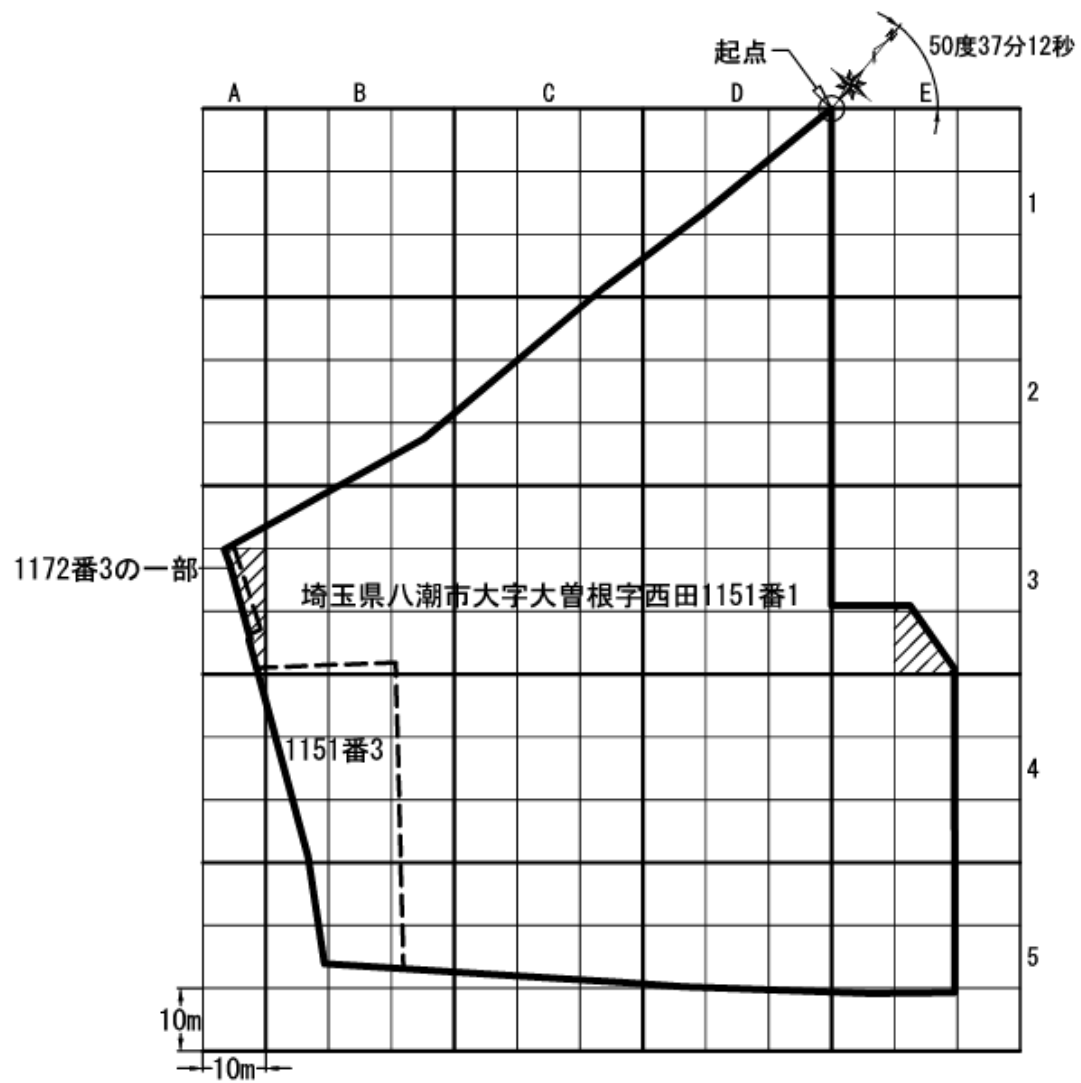
埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県八潮市大字大曾根字西田千百五十一番一の一部、千百五十一番三の一部及び千百七十二番三の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



凡 例

- 地番境界
- 敷地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】
起点は、埼玉県八潮市大字大曾根字西田1151番1の最北端とする。

【格子の回転角度 50度37分12秒】